

うなぎ稚魚漁業許可に関する事務取扱要領

徳島県漁業調整規則（令和2年11月18日徳島県規則第88号、以下「規則」という。）第3条第1項第1号に掲げるうなぎ稚魚漁業許可の事務取扱については、規則、うなぎ稚魚漁業の許可方針（以下「方針」という。）で定めるもののほか、この要領で定める。

（申請）

第1 許可を受けようとする者は、次の要件を満たす者とする。

- （1）日本国籍を有し、徳島県内に現住所がある者。
- （2）日本国籍を有しない者であっても、永住の在留資格等を持ち、徳島県内に現住所がある者。
- （3）令和8年12月15日現在、満18歳以上の者。
- （4）高等学校等の生徒でない者。

2 許可を受けようとする者は、漁業管理調整課へ申請書類を提出するものとする。ただし、申請は1従事者1操業区域のみとし、それぞれの操業区域を管轄する漁業協同組合連合会もしくは漁業協同組合（以下、「管理団体」という。）を通じて提出するよう努めるものとする。

3 申請は許可を受けようとする者ごとに行わなくてはならない。なお、法人等の場合は、従事者ごとに申請しなければならない。

（申請の様式並びに添付すべき書類）

第2 許可方針に定める申請の様式並びに知事が別途定める添付すべき書類を次のとおり定める。

（1）規則第10条第1項の規定による許可に関する申請書の様式 様式第1号
添付書類

ア 身分証明書（次のいずれかのもの）

- ・マイナンバーカードの写し
- ・自動車運転免許証の写し
- ・小型船舶操縦免許証の写し
- ・住民票

イ 顔写真 1枚

- ・6か月以内に撮影したもの（縦4センチ×横3センチ）
- ・上半身・無帽・正面向きで顔がはっきりとわかるもの
- ・裏面に氏名及び生年月日を記載したもの

ウ 船舶を使用する場合

- ・小型船舶の場合は、船舶検査証及び船舶検査手帳の写し

- ・借受けて使用する際は、上記に加え所有者の使用承諾書
- ※ 漁船の場合は、不要（ただし、使用者であること）
- エ 誓約書及び承諾書 様式第 2 号

（2）規則第 15 条第 1 項の規定による変更の許可の申請書の様式 様式第 3 号

（3）規則第 26 条第 1 項の規定による許可証の書換え交付の申請書の様式
様式第 4 号

添付書類

- ア その事実を証明する書類
- イ 顔写真 1 枚（第 1 の 1 （2）と同様）

（4）規則第 27 条の規定による許可証の再交付に関する書類 様式第 5 号
添付書類

- ア 顔写真 1 枚（第 1 の 1 （2）と同様）

（副申書の発行）

第 4 管理団体は、方針に定めるそれぞれの操業区域内での漁業調整の円滑化及び漁業秩序の維持を図るため、様式第 6 号により許可申請者を副申することができる。

（許可証）

第 5 規則第 23 条の規定による許可証の様式は様式第 7 号により定める。

- 2 第 4 の規定による副申を得て許可を受けた者は、前項の許可証を、管理団体を通じて交付する。

（資源管理の状況等の報告）

第 6 規則第 20 条の規定による資源管理の状況等の報告は様式第 8 号により行う。また、操業時期中の漁獲量を把握するため、許可を受けた者は月ごとの操業日数及び漁獲数量を翌月の 10 日までに県に報告することとする。

なお、第 4 の規定による副申を得て許可を受けた者は、管理団体を通じて県に報告するものとする。

（資源管理措置）

第 7 方針に定めるほか、水産庁から県に通知があった場合や県が必要と認めた場合は、操業期間中であったとしても、操業を停止する場合がある。

- 2 許可を受けた者は、前項により知事が操業の停止を決定した場合は、当該決定に従わなくてはならない。
- 3 許可を受けた者は、漁業期間中に自主休漁に取り組まなくてはならない。

(違反者に対する措置等)

第8 違反者に対しては、規則に定めるもののほか、次の措置を行うものとする。

- (1) 1を超える採捕区域について許可申請を行った者は、翌年度の漁期が終了する日までの間は許可受け者として認めない。
 - (2) あらかじめ知事に届け出た船舶以外の船舶を使用した者、及び許可証に記載された条件に違反した者は、違反の日から翌年度の漁期が終了する日までの間は許可受け者として認めない。
 - (3) 許可を受けないでしらすうなぎを採捕した者及び許可期間外に採捕した者、採捕区域を違反した者は、違反の日から向こう2漁期が終了するまでの間は許可受け者として認めない。
 - (4) 規則第31条第4号又は第35条第2号に違反した者は、違反の日から向こう3漁期が終了するまでの間は許可を受ける者として認めない。
 - (5) 第6の規定による資源管理の状況等の報告及び月ごとの操業日数及び漁獲数量を報告しなかった者は、翌年度の漁期が終了する日までの間は許可受け者として認めない。
- 2 違反のあった操業区域は前項の規定と同期間、許可又は起業の認可をすべき漁業者等の数を減数する。
 - 3 うなぎ稚魚特別採捕許可及び需給方針12に定める違反者に対する措置の継続期間を引き継ぐものとする。

(採捕指導員の設置)

第9 管理団体は、方針に定めるそれぞれの操業区域内での漁業調整の円滑化及び漁業秩序の維持を図るため、県が承認した所属の者に、うなぎ稚魚漁業採捕指導員を委嘱することができる。

- 2 うなぎ稚魚漁業採捕指導員の委嘱期間は採捕期間中とし、無報酬とする。
- 3 管理団体は、様式第9号により県に推薦し、県が審査を行い、適当と認める場合は、様式第10号による指導員証を交付する。なお、指導員証をもつてうなぎ稚魚漁業を行うことはできない。
- 4 うなぎ稚魚採捕指導員の業務は次のとおりとし、公権力の伴う取締は行わない。
 - (1) 推薦を受けた漁業協同組合連合会及び漁業協同組合の操業区域内のパトロールを行い、関係法令及び許可方針に違反のないよう行う指導。
 - (2) 違反を確認した時、違反行為を中止するよう勧告又は指導。

- (3) 違反行為の中止の勧告及び指導に従わない者又は悪質な違反者については、関係機関（警察、海上保安部、県）への通報。
 - (4) 許可受け者間での採捕区域における紛争防止のための指導。
 - (5) その他許可受け者に対し、警察官、海上保安官又は漁業監督吏員から指示のあった指導。
- 5 推薦者はうなぎ稚魚採捕指導員が次の各号に該当する時は、解嘱することができる。
- (1) 病気その他の事由により、うなぎ稚魚漁業採捕指導員としての任務遂行に支障がある場合。
 - (2) 採捕指導員として、ふさわしくない非行があった場合。
 - (3) 県が採捕指導員として適当でないと認め、同条第3項で定める承認を取り消した場合。

（うなぎ稚魚取扱事業者による報告）

- 第10 水産流通適正化法に定めるうなぎ稚魚取扱事業者は別紙様式11により集荷情報を県に報告することができる。
- 2 県は取扱事業者に、うなぎ稚魚漁業に関する規制など注意喚起を行うこととし、違法に採捕されたうなぎ稚魚を届出者が流通させることがないように努めることとする。
 - 3 取扱事業者は集荷した相手に事業者名または屋号、氏名などを正確に伝え、許可受け者の報告に協力しなければならない。

様式第 1 号

うなぎ稚魚漁業許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

下記によりうなぎ稚魚漁業の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類 うなぎ稚魚漁業
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類 うなぎ稚魚（しらすうなぎ）
- 4 操業期間
年 月 日 から 年 月 日まで
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、規模及び数
火光利用すくい網（たも網を使用する手すくい漁法に限る。）
- 7 従事者の氏名（ふりがな）、生年月日及び住所
- 8 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号又は船舶番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 9 添付書類 身分証明書、顔写真、(船舶の証明書類)、誓約書、(副申書)

様式第 2 号

うなぎ稚魚漁業申請に係る誓約書及び承諾書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名

私は、徳島県漁業調整規則第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに定めるいずれにも該当しないこと誓約し、また、違反行為等を行った場合うなぎ稚魚漁業許可に関する事務取扱要領第 8 に定める措置を受けることを承諾します。

徳島県漁業調整規則第 9 条第 1 項

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第六条で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

うなぎ稚魚漁業許可に関する事務取扱要領第 8

- (1) 1 を超える採捕区域について許可申請を行った者は、翌年度の漁期が終了する日までの間は許可受け者として認めない。
- (2) あらかじめ知事に届け出た船舶以外の船舶を使用した者、及び許可証に記載された条件に違反した者は、違反の日から翌年度の漁期が終了する日までの間は許可受け者として認めない。
- (3) 許可を受けないでしらすうなぎを採捕した者及び許可期間外に採捕した者、採捕区域を違反した者は、違反の日から向こう 2 漁期が終了するまでの間は許可受け者として認めない。
- (4) 規則第 3 1 条第 4 号又は第 3 5 条第 2 号に違反した者は、違反の日から向こう 3 漁期が終了するまでの間は許可を受ける者として認めない。
- (5) 第 6 の規定による資源管理の状況等の報告及び月ごとの操業日数及び漁獲数量を報告しなかった者は、翌年度の漁期が終了する日までの間は許可受け者として認めない。

様式第 3 号

うなぎ稚魚漁業許可の内容変更許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

下記によりうなぎ稚魚漁業許可の内容変更について許可を受けたいので、徳島県漁業調整規則第 15 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類 うなぎ稚魚漁業
- 2 許可番号 う稚第 号
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 変更しようとする事項

項目	変更前	変更後

- 5 変更しようとする時期 年 月 日
- 6 変更しようとする理由

様式第 4 号

うなぎ稚魚漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

下記によりうなぎ稚魚漁業許可証の書換え交付を受けたいので、徳島県漁業調整規則第 2 6 条の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類 うなぎ稚魚漁業
- 2 許可番号 う稚第 号
- 3 許可年月日 年 月 日

4 書換えしようとする事項

項目	現在の許可証記載事項	書き換えしようとする内容

- 5 書換えを必要とする理由
- 6 添付書類 書換えしようとする事項の証明書、顔写真

様式第 5 号

うなぎ稚魚漁業許可証再交付申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]

次のとおりうなぎ稚魚漁業許可証の再交付を受けたいので、徳島県漁業調整規則第 27 条の規定により申請します。

なお、亡失した漁業許可証が発見された際には、直ちに返還いたします。

- 1 亡失（又はき損）した許可証の番号
うなぎ第 号
- 2 漁業種類 うなぎ稚魚漁業
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 許可証を亡失（又はき損）した理由

様式第 6 号

副 申 書

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

名称及び代表者名

このたび、うなぎ稚魚漁業許可申請に関し、〈操業区域〉 において次（別記）の者が申請することについて適当であると判断します。

記

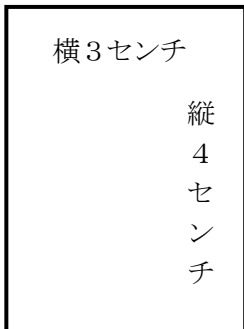
整理 番号	住所	氏名	ふり がな	性別	使用 船舶	生年 月日

<表面>

うなぎ稚魚漁業許可証

許可番号う稚第 号

届出番号



住所
(ふりがな)

氏名

生年月日

使用船舶

操業期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

許可の有効期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

漁業種類 : うなぎ稚魚漁業 火光利用すくい網
(たも網を使用する手すくい漁法に限る。)

操業区域 : 操業区域の (詳細裏面)

令和 年 月 日

徳島県知事

<裏面>

条件

知事が操業の停止を決定した場合は従わなくてはならない

漁業権漁業を妨げてはならない

規則等で定められた禁止区域及び公共工事の施工場所で操業してはならない

操業区域

操業区域の

年度許可証

様式第 8 号

うなぎ稚魚漁業 資源管理の状況等の報告

年 月 日

漁業者氏名		
漁業種類	うなぎ稚魚漁業	
許可番号	許可番号 う稚第 号	
使用船舶	漁船登録番号	船名
報告対象期間		

1. 資源管理の状況等

資源管理の 取組実績	
自主的な取組の 実施状況	

2. 漁業生産の実績等

別紙

様式第 8 号別紙

別紙 年 月 日から同月 日までの漁業生産実績

許可番号 う稚第 号

漁業者氏名 _____

年月日	漁獲量		出荷先	出荷数量	
月 日	g	尾		g	尾
月 日	g	尾		g	尾
月 日	g	尾		g	尾
月 日	g	尾		g	尾
月 日	g	尾		g	尾
月 日	g	尾		g	尾
月 日	g	尾		g	尾
計	g	尾		g	尾
作業日数	日				

様式第 9 号

年度 うなぎ稚魚漁業採捕指導員推薦書

氏 名		年齢		性別	
住 所					
推薦理由					
審査結果					

年 月 日

団体名

代表者名

徳島県知事 殿

添付書類 身分証明書、顔写真

年度 うなぎ稚魚漁業

採 捕
指 導 員

横 3 センチ	縦
	4
	セ
	ン
	チ

徳島県承認第 号
住 所
氏 名

団体名
代表者名

様式第 11 号

うなぎ稚魚取扱報告書

年 月 日

徳島県農林水産部
漁業管理調整課長 殿

住所
氏名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]
事業者割振番号

次のとおりうなぎ稚魚を取り扱いしましたので、報告します。

月 (上・中・下) 旬

入荷先	入荷量 (グラム)	キロ単価 (円／キログラム)

出荷先	出荷量 (グラム)